

地方自治法第250条の2適用申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	河川課	整理番号	3 - 305
許認可等の種類	竣工認可				
根拠法令条例等・条項	公有水面埋立法第22条				
許認可等の概要	埋立工事の竣工認可				
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) (参考)公有水面埋立法第22条 埋立ノ免許ヲ受ケタル者ハ埋立ニ関スル工事竣工シタルトキハ遅滞ナク都道府県知事ニ竣工認可ヲ申請スヘシ				
基準の制定根拠	—				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	60日 (関係市町村長の意見聴取後。ただし、国土交通大臣の認可にかかるものについては当該認可後)				
期間の制定根拠	6河第306号土木部長通知				